

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和6年度

株式会社センター
東戸塚みもぞ保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

| |
|-----------|
| 株式会社フィールズ |
|-----------|

②施設・事業所情報

| | |
|------------|---|
| 名称: | 東戸塚みもぞ保育園 |
| 種別: | 地域型保育事業（小規模保育事業A型） |
| 事業所代表者氏名: | 山岸 博子 |
| 定員(利用人数): | 19 名 (22 名) |
| 所在地: | 〒 244-0801 横浜市戸塚区品濃町550-3木村ビル2階 |
| TEL/FAX: | TEL: 045-392-5331 / FAX:045-392-5331 |
| ホームページ: | https://centerjp.com/higashi/ |
| 開設年月日: | 2021年4月1日 |
| 経営法人・設置主体: | 株式会社センター |

| | | | |
|-----|----------|-------------|-----------|
| 職員数 | 常勤/非常勤 | 常勤: 5 名 | 非常勤: 10 名 |
| | 専門職員(名称) | 保育士 : 8名 | 看護師 : 1名 |
| | | 栄養士 : 1名 | 調理員: 4名 |
| | | スポット支援員: 1名 | |

施設状況

| | |
|----------|----------|
| 保育室: 2 室 | トイレ: 1ヶ所 |
| 調理室: 1ヶ所 | 事務室: 1室 |

③理念・基本方針

| |
|--|
| <p>【経営理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの最善の利益を第一目標とし、最高水準の保育の質を追及し維持します。 ○保護者や地域社会から信頼される保育所を運営します。 ○質の高い保育所の運営を長期的に実施出来る体制を構築します。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○創意工夫により、常に改善を行い、保育の質を継続的に向上させます。 ○経営力と創意工夫により、保育の質と維持・向上とスリムな経営体質を両立させます。 ○従業員がストレスなく、長期に勤務できる労働環境を整備します。 |
|--|

④施設・事業所の特徴的な取組

| |
|--|
| <p>【その子らしく伸びるように、3つの関わりを大切にしています】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認める…子どもをありのままに受け止め思いを汲み取る→子どもにとって保育者は安心出来る存在になる。 ・待つ…子どもの思いに寄り添い待つ→子どもは満足し次への意欲に繋がります。 ・見つける…子どもの「やってみよう」「楽しい」を見逃さない→子どもの学びが深まります。 <p>【毎日の「おいしい」を大切に食育に取り組んでいます】</p> <p>「食を育む力」の基礎を培うことを目的とし食育に取り組んでいます。</p> <p>①午前中の主活動ではおもいっきり体を動かして遊び、給食の時間にお腹がすくリズムが持てるようにしています。</p> <p>②食べ物に興味や関心が持てるように野菜の栽培を行ったり、オイシックスさんと連携して葉付きにんじん、生わかめ、枝付とうもろこし等、いろいろな食材に親しみ、触れる機会を作っています。</p> <p>③皆で一緒に食べ、食事を楽しめるような環境を設けています。</p> <p>④献立の簡単な工程を子どもたちが行ったり、食物の栽培、収穫を通して食事づくりや準備に関わる機会を設けています。</p> <p>⑤家庭でも食べ物を話題に出来るように食育の様子や食育で使った食材のレシピを毎月連絡帳アプリで配信しています。</p> |
|--|

⑤第三者評価の受審状況

| | | |
|--------|----------------------|--------------------|
| 評価実施期間 | 契約日:令和 6年 8月 5日 | 訪問調査日:令和 7年 1月 21日 |
| | 評価結果確定日:令和 7年 3月 11日 | |

| | |
|-------------|-----------|
| 受審回数(前回の時期) | 回(前回: 年度) |
|-------------|-----------|

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)小規模園の特徴を生かして、安心安全な保育を実施しています

小規模保育園でワンルームの保育室の特徴を生かし、一人ひとりに目が行き届いた保育を実施しています。昨年から昼礼を開始し、園全体で情報を共有して子どもの成長を見守っています。異年齢保育で0歳児が2歳児の使っているおもちゃに興味を持つことがあります。その場合には0歳児の発達状態に合わせ、誤飲するような玩具は避け、安全で似た玩具を保育者が手作りする工夫をしています。

2)子どもが楽しく食事できるよう食育活動に取り組んでいます

保育者と栄養士兼調理員、園長が参加して毎月1回給食会議を行っています。実際の喫食状況や残食記録等をもとに協議して献立に反映しています。例えば、蒸しパンの残食が多かった際には、同じ材料でも調理方法を変え、オーブンで焼いたカップケーキに変更したところ子どもに好評で、実際に喫食状況が改善しています。保護者に対して食育の園内研修を行ったり、食事に関する相談にも応じ、個別にレシピを提示する等、家庭への支援も行っています。

3)子どもが自主的・主体的に遊びが出来る環境を整備しています

子どもの主体的な意思により、玩具は自由に選ぶことができる環境にしています。工作活動では、子どもたちが自発的に取り組めるよう保育者がきっかけを作るなど援助しています。砂場で一緒に山を作ったり、ままごと遊びに誘うなど、子どもたちが協働して活動できるよう支援しています。散歩に出る前には、交通ルールや信号に関する絵本を読み聞かせて出かけています。

4)子どもと地域との交流を広げることが期待されます

園は0歳児から2歳児までの子どもたちを保育していますが、現在は感染症予防のため、地域行事への参加や交流の機会が少ない状況になっています。今年度はハロウィン行事等で地域との交流を実施しました。来年度からは高齢者施設との交流を実施する予定で、現在準備を進めています。子どもと地域との交流に着実に取り組むことが期待されます。

5)職員育成に向け目標管理の導入が期待されます

職員育成に向けて、一人ひとりの職員の知識やスキルの向上を期し、外部研修や園内研修に取り組んでいます。年間を通した職員の主体的な研修手法として「目標管理」の導入が期待されます。職員自らが主体的に「自己の専門知識・技能等の目標項目・目標水準等」を作成し、自身の保育の質の向上に努め、園長は職員の目標が的確か、また中間・年度末では職員の振り返りを通じて、達成状況の確認と今後の課題等にアドバイスし育成に取り組むことが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

開園4年目を迎え、初となる第三者評価を受審させていただき、背筋が伸びる思いでした。

評価機関のご担当者の方々には、職員への説明や、訪問、聞き取り調査など、丁寧にお話しや傾聴をいただき、信頼して評価をお願いすることが出来ました。

実際に全職員で全評価項目について協議することは簡単ではありませんでしたが、園の運営や自分たちの保育を振り返るよい機会となりました。また、全職員で取り組んだことで異なった職種や立場からの視点を集約することが出来ました。

聞き取り調査では、職員が自身の言葉で保育や、運営についての考えを述べる機会をいただき貴重な経験となりました。

今回の受審を通して職員ひとり一人が誇りをもって職務に当たっていることが分かり嬉しく思っております。

そして、今回の受審で浮彫りになった課題については真摯に受け止め更なる質の向上に向けて尽力する所存です。

保護者の皆さま、地域の皆さまに支えられていることに改めて感謝申し上げます。

東戸塚みもぞ保育園 園長 山岸 博子

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a |
|---|-----------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

園の保育理念、保育方針は明文化しており、入園前の3月に実施する「入園説明会」で「重要事項説明書」により、保護者へ周知を図っています。入園後は「保護者懇談会」の中で、理念や方針を日々の保育の中でどのように実践しているか事例を交えて伝えています。園長は年度初めに「仕事始めに」と題した資料を基に園内研修を実施し職員の理解を深めています。保育理念「子どもの最善の利益を第一目標とし、最高水準の保育の質を追求し維持します。」を、職員並びに保護者に周知し、日々の運営の基本として取り組んでいます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

戸塚区の園長会等で社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画の動向を把握しています。毎年、園の施設見学者が定員を大幅に上回る状況が続いていますが、園が立地する戸塚区東戸塚駅周辺は今後更に近隣地区に大規模マンションの建設が予定されており、1～2歳児の利用者増加が見込まれています。園では戸塚区職員と1～2歳児の受入れ利用者増員について相談しています。

第三者評価結果

3

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人代表は毎月園を訪問し、園長と経営状況や保育の内容、設備の整備、職員体制、人材育成等の現状を話し合っています。明らかになった課題や問題点は法人代表も共有しています。園長は法人代表から指示やアドバイスを受け、改善すべき課題等の解決に向けて主体的に取り組んでいます。財務状況等は園単独ではなく、法人として実施しています。園長は職員に園の予算を効率的に使うよう指導しています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

| | | |
|---|---------------------------------------|---|
| 4 | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | b |
|---|---------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
 - イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
 - ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
 - エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

園は「中期計画(3ヶ年)『選ばれ続ける保育園』をめざして(ロードマップ編)」を昨年作成し取り組んでいます。中期計画においては各年度ごとに「何を、どのレベルまで」を記載しています。今後は数値目標等を設定した中期計画と収支計画を策定し、経営課題や問題点の中・長期にわたる改善・改革の取組が期待されます。

第三者評価結果

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 5 | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | b |
|---|--------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

今年度、園では園長が中心となり、期ごとに評価、反省を行い年度末にそれらを集約し中期計画を反映した事業計画を作成しています。今後は数値目標や具体的な成果等を設定した事業計画の作成が期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

年度末には、保育士等が園の自己評価票にもとづき、自らの保育実践の振り返りを行っています。園長は事業計画策定にあたり、職員の振り返りや意見を反映して、次年度の事業計画を策定しています。内容は、保育内容に関する取組や保護者への支援、職員の育成、行事計画、食育計画、危機管理等多岐にわたっています。事業計画の内容は年度初めの会議で全職員へ周知し、共有しています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画を保護者等に周知して内容の理解を促しています。入園説明会時に「保育園のしおり」で事業計画の「年間行事」等の説明をしています。周知している内容は行事計画が主体ですが、その他保育に関する日常の取組や環境整備等の取組の説明も行っています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

期ごとに指導計画を立て、毎週、週案の振り返りを実施して、保育の質の向上に向けた取組をしています。年度末には職員は自己評価を実施し、保育について・行事について・安全について自己評価するとともに、自身の学びについて、家庭・地域支援についてなど、保育の質の向上への取組を振り返り自己評価を実施しています。園長は職員の自己評価を基に話し合いを実施して園としてのまとめを作成して、職員に周知し、保育の質の向上に努めています。

第三者評価結果

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園の自己評価は年度末にまとめて公表し、職員間で課題の共有化を図っています。現在園では保育の質の向上に向け、毎週の週案の振り返りと合わせて、新たな取組として「子どもの主体性を育む保育」をテーマとして学んでいます。園長が講師となって5月と10月の園内研修のテーマとして実施し、職員は研鑽を積んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

| | | |
|----|--|---|
| 10 | Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a |
|----|--|---|

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるように積極的に取り組んでいます。年度初めの会議では「仕事始めに」と題する文書を配布して、園の運営方針や職員の行動についての注意事項、保育者としての期待する行動等について話し「笑顔」と「チームワーク」を合言葉に保育に取り組ましようと呼びかけています。園長は毎月「園だより(みもぞだより)」の全ての記事を書き、編集して発行し、その旨を保護者に周知しています。

第三者評価結果

| | | |
|----|--|---|
| 11 | Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | a |
|----|--|---|

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、これまで日本保育協会主催の施設長研修会や横浜市主催のマネジメント研修、キャリアアップ研修など数多くの研修に積極的に参加し、研鑽を積んでいます。職員に対しては運営規程や社内各種の規程の規則一覧を趣旨説明し、ファイルを開覧コーナーに配置し、いつでも閲覧できるようにしています。利害関係者（取引事業者、行政関係者等）とは適正な関係を保持しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
 - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮しています。小規模園のため施設内はコンパクトで見通しが良く、保育士の子どもへの関わりや取組の様子など、保育現場の状況の把握がしやすい環境になっています。週案の内容や振り返りの書類は必ず確認し、職員と話し合い、課題を共有し、指導力を発揮しています。散歩先がクラス同士で重なっていた課題や、各クラスの子どもの状況等を共有するため、今年度昼礼を実施して職員全員が申し送りを共有するよう運営を変えるなど、保育の質の向上に向け取り組んでいます。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園の経営ではクラスごとに予算・経費計画を作成し、園長は毎月収支を管理し職員に経費の無駄遣いをしない、費用対効果を考えた使い方を指導しています。人員配置や職員の働きやすい環境整備等に具体的に取り組み、理念や保育方針の達成に向けて取り組んでいます。職員のライフステージの変化に合わせた働き方、例えば8時間勤務正社員から6時間勤務正職員への変更や、子どもの成長に合わせてパート勤務への切り替えなど、多様な働き方が出来るよう相談に乗っています。組織内で良好な人間関係の維持に努めています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

法人は必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針を確立し、採用活動は本部で一括して実施しています。園の優れた特徴として、退職する職員が少なく、長く勤務している職員が多いことが挙げられます。「横浜市保育士借り上げ社宅制度」等も活用して地方からの人材確保も実施しています。園長は「横浜市保育士確保コンサルタント派遣事業」にも応募し、保育士の採用や人材の定着、施設の運営等についての助言も活かし取り組んでいます。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

<コメント>

法人は、人事基準を「就労規則」等で明確に定めています。職員の仕事に対する心構えや、勤務の基本について、園長は年度初めの会議で「仕事始めに」と題する文書を配布して保育者としての期待される行動等について話をしています。職員は年2回園長と面談し、専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価しています。人事基準は給与規定、人事考課規定に定められ、処遇改善人事管理を記載した就労規則に定めています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| 16 | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | a |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の有給休暇取得状況や時間外勤務の状況を把握するなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。有給休暇は翌月の勤務シフト作成時に申し入れ、全職員がほぼ希望通り取得できるようシフト調整しています。有給休暇残日数を管理して80%以上の取得ができています。また、子育て世代の職員の要望に応え、当日の有給休暇申請や半日単位の取得にも対応しワークライフバランスに配慮した取組を実施しています。職員のライフステージに合わせた勤務形態を実施し、長く勤められるよう努めています。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

| | | |
|----|------------------------------------|----------|
| 17 | II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | b |
|----|------------------------------------|----------|

【判断基準】

- a)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

職員の育成に向けて研修制度を充実させています。職員一人ひとりの希望を考慮した上でスキルUPに向けた外部研修やキャリアアップ研修、園内研修等を積極的に取り組んでいます。園長が職員の考えを聞き取り、人材育成に取り組んでいます。自治体などからの外部研修の情報は速やかに職員に提供し参加を推奨しているため、毎年全職員が外部研修に参加しています。

| | | |
|----|--|----------|
| 18 | II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | a |
|----|--|----------|

【判断基準】

- a)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

園の事業計画に職員の育成に関する基本的な考え方を明示しています。園では保育士への期待として「専門職としてスキルアップを重ねることでより豊かなこどもの成長を助長できる保育者を育てる。」を掲げ、研修受講を推進しています。キャリアアップ研修は、個人別に未受講科目の管理を行って支援しています。園内研修では非常勤職員も参加し、「安全管理・救急・感染症対策」等を学び、研鑽を積んでいます。研修内容の見直しは毎年実施しています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりについて、教育・研修の機会を確保し、適切に実施しています。園では職員のニーズに合わせた外部研修を主体に、教育・研修の機会を確保して推進してきましたが、今年度はキャリアアップ研修にも積極的に取り組んでいます。研修受講履歴は個人別に把握しており、園長は一人ひとりの担当クラス等を考慮して、必要な研修の参加を勧めています。外部研修受講者は研修報告書を提出して、全職員と内容を共有し、職員全体のレベルアップにつなげています。新人の育成にはOJT研修という名称は使っていませんが、日々の仕事の中で先輩が指導しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

園の開設時期が新型コロナ禍であったため、これまで実習生の受入れはなく、今年度も現時点での実習生受入れはありません。法人のホームページでは保育士を目指す学生のインターンシップの受入れを明示しています。園では今後、実習生受入れに関する外部研修を受講し、受入れ準備を整える意向を持っています。実習生受入れに関してのマニュアルの整備等も合わせて期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

| | | |
|----|--------------------------------------|----------|
| 21 | II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。 | b |
|----|--------------------------------------|----------|

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページの活用により、法人の経営理念や3項目の基本方針、年齢別保育の考え方、職員方針等を適切に公開しています。近隣からの保護者の自転車の駐輪等に関する苦情は、公開し改善に努めています。保護者からの相談の体制は「重要事項説明書」に掲載し、入園説明会などで説明し周知しています。今後、ホームページ等で法人の事業報告、決算情報等を公開することが期待されます。合わせて、地域に向けて、園の理念や基本方針、保育の活動状況等を印刷物や掲示板等で発信することが期待されます。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|----------|
| 22 | II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
|----|---|----------|

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☑ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- ☑ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ☑ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- ☑ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っています。園における事務・経理・取引等は園長が実施しています。園での金銭の取り扱いは小口現金のみで、当月準備した資金が余った場合は都度本部口座に返金し、園には現金を残していません。法人は公認会計士による監査を実施し、園では法人の外部税理士が内部監査を実施しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ☑ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - ☑ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ☑ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - ☑ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - ☑ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

事業計画書には、地域交流や地域子育て支援を実施することを明文化しています。また、重要事項説明書には、今後近隣の子育て家庭に対し、育児相談の実施を検討していることを明記しています。地域との交流は、新型コロナ感染予防に留意し、感染の状況を見ながら交流を行っています。現在はハロウィン等で地域との交流を実施しています。園では来年度から、高齢者施設との交流を実施する予定で、現在準備を始めています。

第三者評価結果

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ホームページでは、インターンシップの募集をしていますが、現在ボランティアの受入れは実施していません。法人ではボランティア受入れ協力の方針を現在検討し、今後受入れに関する基本姿勢を整備する予定があります。園では今後ボランティア受入れに向け、登録手続や事前説明等に関する項目を記載したマニュアルを整備し、学校教育等への基本姿勢を明文化し、中学生の職業体験や高校生のインターンシップへの協力について検討を始める意向を持っています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子どもによりよい保育を提供するために必要となる関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、家庭での権利侵害が疑われる子どもへの対応等については関係機関等との連携は適切に行っています。関係機関への連絡などは園長が対応しています。課題を発見した際は、職員会議等で説明するなどして職員間で情報を共有し、問題があった際は戸塚区子育て支援課に相談・連絡し、情報交換しています。児童相談所等からの問い合わせにも対応しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

戸塚区園長会及び横浜市からの情報配信により地域の情報を把握しています。毎年60名を超える園見学者に対して、見学の際に相談があれば保育の専門性を活かし育児の相談に対応しています。園の近隣地域では今後大規模マンション建設が予定されており、地域の保育ニーズはさらに高まることを予想しています。今後、民生・児童委員等との連携強化や、母子に対する定例的な育児相談会などの実施により、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めることが期待されます。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域ニーズは、民生委員や園長会から情報を得ています。公園の安全やAED提供の意思を明示するなど、地域貢献に関わる活動を行っています。（園は開設4年目を迎えています。この間毎年コロナ禍が続き地域の具体的な福祉ニーズの把握は出来ていません。）今後、自治会等地域関係機関等との連携を深め、地域の防災訓練や被災時における支援活動、街の清掃活動等に職員が参加するなど、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化や街づくりなどにも貢献することが期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

全体の計画の中で保育所の社会的責任として人権に配慮する、子どもの人格を尊重し保育を行う、と子どもの人権に配慮した保育に取り組むことを明記しています。また、日常の保育時に不適切な対応などがあった時には、園長や他の職員から指導を受けています。全国で虐待や不適切保育の事案が報道された際には、職員会議で取り上げ、セルフチェック表を用いて保育士が保育について振り返る機会を設けています。外国籍で宗教上の理由などにより食べられない物がある場合には、除去して提供する配慮をしています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ☑ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- ☑ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ☑ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- ☑ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

＜コメント＞

トイレに行く際は集団で入ることはなく、2名ずつにするなど配慮した環境で行っています。保護者対応では必要に応じて個室の面談室を使うなどの配慮をしています。また、着替えの時には上半身、下半身と順番に着替えをすることを職員は子どもにわかりやすく説明し、子ども自身も羞恥心に配慮できるように伝えていきます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ☑ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☑ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☑ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- ☑ エ 見学等の希望に対応している。
- ☑ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

＜コメント＞

見学は食事やおやつの時間を見学できる時間帯に設定し、約1時間の見学時間を設けています。見学希望者を断ることがないように対応しています。見学時は最新の情報を提供できるよう口頭で説明していますが、希望者には冊子のしおりを配布しています。ホームページは園長が作成し、図や写真を用いてシンプルに入園希望者にとってわかりやすいように作成しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園予定の保護者に対して入園説明会または個人面談を開催し、重要事項説明書に沿って保育園の生活や運営についての説明を行っています。重要事項説明書に変更がある時には資料を配付し、個別に同意を得ています。配慮が必要な保護者に関しては職員間で情報を共有し、対応方法について検討し、資料を作成しています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
 - ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

相談窓口はありませんが、卒園後も園に顔を見せに来たり相談できることは保護者に伝えてあります。他園への転園については個人情報も踏まえて特に行っていませんが、転園先から依頼があった場合は、保護者からの了解を得て対応できる体制があります。重要事項説明書には卒園後の受入れ連携施設として、幼稚園、保育所を明記しています。今後、卒園後も卒園児や保護者に対応することを記載した文章を明示することが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ☑ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- ☑ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☑ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ☑ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ☑ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☑ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育の中で、子どもが遊びや玩具を主体的に選択できる環境や、職員との関わりから満足度を把握するようにしています。個人面談やクラス懇談会、日々の会話から保護者の意向と満足度を確認しているほか、年2回の保護者懇談会や運営委員会でのアンケートから得た意見を園長がまとめ、職員会議で話し合い、改善が必要なことがあれば検討しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ☑ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - ☑ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ☑ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - ☑ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - ☑ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - ☑ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - ☑ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

「株式会社センター苦情解決規程」に苦情解決の仕組みや窓口などの体制を確立しています。重要事項説明書に苦情相談窓口を記載し、保護者に周知しています。玄関入口に意見箱を設置し、保護者が苦情を出しやすい環境にしています。苦情や意見などへの対応は、個別に対応するほか、公表が必要であると判断した内容は、個人を特定できないよう配慮した上で懇談会などで共有しています。

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保育内容に関する要望・苦情の受付先として、園の窓口を重要事項説明書に掲載するほか、玄関にも同じ内容を掲示しています。個人面談を実施して相談や意向を聞き、保護者の希望に沿って随時相談を受け、記録しています。また、日々の保育について口頭での相談や、電話、文書での受付ができることを周知しています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者からの相談や意見を受けた際には、相談内容をすぐに確認しています。毎日昼休みに10分程度の昼礼を行い、遅番の職員も含めて共有し、組織的に対応しています。改善課題を明らかにしたうえで、保育の質の向上に反映しています。苦情対応マニュアルに沿って対応しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故対応マニュアルのほか、水遊びマニュアル、ヒヤリハット記録があります。そのほか、安全管理チェック表を用いた定期的な点検で、園内の安全確保に努めています。AEDや心肺蘇生、エビペンの使用などについても戸塚消防署の協力のもと、園内研修を実施しています。園内研修の中で全国の事件事例を取り上げ、発生要因を分析しているほか、自らの園に置き換えて検討し、実際に事故防止策を実施しています。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

| | | |
|--|---|--|
| | <コメント> 遊具は子どもたちが口にすることなどを踏まえ、感染症予防のために消毒を徹底しています。厚生労働省発行の「保育所における感染症対策ガイドライン」をもとに嘔吐物処理マニュアルなどの保育の手順書を作成しており、職員に周知しています。玄関横に感染症情報を掲示し、保護者への情報提供を行っています。感染症に罹った場合、園で決められた登園の目安を保護者に案内しています。 | |
|--|---|--|

第三者評価結果

39

| | | |
|--|---|----------|
| | Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | a |
|--|---|----------|

【判断基準】

- a)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

| | | |
|--|---|--|
| | <コメント> 毎月さまざまな災害を想定した児童誘導訓練や保護者引き取り訓練を行っています。災害対策のマニュアルを整備しています。保護者の安否確認の方法は決まっておらず、連絡帳アプリで園からの情報を一斉に流すのみとなっています。備蓄品リストがあり、非常食はアレルギー対応の食品を用意しています。年に1回、戸塚消防署の救急救命士による研修会を全職員参加で行っています。ダミー人形を用いて心肺蘇生術や異物除去術の訓練なども受けています。 | |
|--|---|--|

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

| | | |
|--|--|----------|
| | Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。 | a |
|--|--|----------|

【判断基準】

- a)保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b)保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c)保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

＜コメント＞

「保育内容に関する全体的な計画」に標準的な実施方法を明示しているほか、保育の実務に即した園独自のマニュアルを複数作成し、全職員に周知・活用し保育の実施方法の標準化を図っています。期ごとに振り返りを行い、標準的な実施方法にもとづいて実施しているか確認しています。園は小規模園であり、職員全員が個々の子どもの状況を理解し寄り添いながら保育を行っており、画一的な保育とはなっていません。

第三者評価結果

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

＜コメント＞

全体的な計画に明示した内容の検証や見直しは、年度末の自己評価の結果や職員会議での意見を取りまとめた上で園長が見直しています。全体的な計画に基づき策定した指導計画の検証や見直しは、各期ごとに保護者や職員の意見・提案を反映して各クラスで振り返りを行っています。保護者からの意見・提案は、連絡帳や送迎時の話、面談、保護者懇談会での意見などを反映しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園時は入園書類や面談によってアセスメントを行っています。入園以降は必要に応じて関係者に相談して実施しています。全体的な計画のもとに年間指導計画などを作成し、個別の計画に展開しています。全園児の個別支援計画を月ごとに作成しており、保護者との日々の関わりや個人面談などを通じて保護者の意向を把握し、計画内容に反映しています。支援困難ケースは保護者と話し合い、職員人数の補充や行政・療育センターとつなげられる仕組みがあります。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

週案は毎週ごとに、その他各指導案は四半期ごとに評価と計画の見直しを行っています。職員会議で話し合い、共有しています。子どもや保護者のニーズなどに対する保育・支援が十分ではない状況など、保育の質向上に関わる課題などは年度末の自己評価で明確にし、改善に努めています。指導計画を緊急に変更した事例はありませんが、変更する仕組みを整備しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

園が定めている統一した様式の個別指導計画、日誌や申し送りノート、昼礼の記録などを活用し、園児の発達状況や生活状況等を職員間で把握しています。週案の横に日誌を書く欄があり、指導計画に沿って保育を実施していることが記録により確認できます。事業所内での情報共有は連絡ノートや回覧で行い、確認した職員はサインやチェックを入れています。情報発信者は確認漏れがないようにチェックしてからファイルに綴じることになっています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

法人作成の「個人情報保護規程」に個人情報の取り扱いについて記載しているほか、「機密情報遵守ルールについて」に守秘義務及び個人情報保護、子ども・保護者情報の取扱いなどを記載しています。これらを全職員に周知しています。個人情報に関わる書類は鍵付きのロッカーで管理し、パソコンにはパスワードを設定するなど漏洩防止に配慮しています。保護者には重要事項説明書に記載している守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項を入園説明会で説明し、署名を得ています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1

A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は保育所保育指針や事業目的・事業方針、園独自の保育理念と保育目標に基づき作成しています。乳児、1歳児、2歳児に分けて養護と教育が一体的となって展開することに留意しています。教育のねらい及び内容、配慮事項は乳児は3つの視点、1歳児と2歳児は5つの領域で区分しています。全体的な計画は、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的、計画的に構成し、総合的に展開するよう考慮して作成しています。年度末に職員の自己評価や、職員会議での各期の振り返り、保護者からのアンケート結果などを園長がまとめ全体的な計画などに反映しています。作成した全体的な計画は年度初めに職員に配布しているほか、年間計画や保健計画、食育計画、防災計画などと合わせて事務所内に掲示しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

| | | |
|----|--|---|
| A2 | A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 | a |
|----|--|---|

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
 - エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
 - オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
 - カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育室内には温度計や湿度計、加湿器を設置しており、適切な環境になるよう配慮しています。冷暖房が効きすぎないように、保育室内で長時間過ごす子どもにとって快適な室温になるようにしています。玩具や遊具は子どもが口に入れることもあるので、欠けている箇所がないかの確認も含め清潔にしています。保育室内の清掃や消毒作業は終業時間内に決められた時間に毎日行っています。子どもが気持ちを落ち着ける際に教室の隅などでクールダウンする際には、家具などにぶつからないよう広くとって見守っています。活動内容に合わせて移動式のセーフティーパーティションの配置を変え、子どもが安全に活動できるように工夫しています。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| A3 | A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。 | a |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

せかす言葉や制止させる言葉は使用しないようにしています。使用している職員がいた際にはその場で、不適切な保育としてやめさせるようにしています。子ども同士のトラブルでは「お友達はどんな顔してるかな？」など、子どもに寄り添った話し方で対応しています。一度ではなかなか伝わらなかったり、身につかないこともあります。何回も伝えるようにしています。時には絵本を使い子どもにも分かりやすい言葉で伝えるように配慮しています。子どもの心が揺れ動いているような状態でも、いったんは受け止め、子どもの気持ちに寄り添って関わっています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的習慣を身につけることは子ども本人にとってメリットがあるということを、わかりやすい言葉で伝えています。発達段階に応じて、自分でやろうとする気持ちを尊重して見守っています。できた時には子どもとともに喜んで、たくさん褒めています。トイレでの排泄は無理強いすることなく、子どもの気持ちを尊重して対応しています。給食の時間に離席したり走る子どもがいる場合にも、せかすことなく子どものタイミングを待つようにしています。園内で歯磨きを始める時期は、子ども同士で押しつけてがをすることがないように、安全を考慮しながら開始時期を決めています。

| | | |
|----|---|---|
| A5 | A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 | a |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもの主体的な意思により、玩具は自由に選ぶことができる環境にしています。工作活動では子どもが主体的に表現活動できるよう事前準備を行い、子どもたちが自発的に取り組めるよう保育者がきっかけを作るなど援助しています。砂場で一緒に山を作ったり、ままごと遊びに誘うなど子どもたちが協働して活動できるよう支援しています。交通ルールは散歩に出る前に、交通ルールや信号に関する絵本を読み聞かせて導入としています。実際に戸外への散歩ではまず職員が手本を見せています。近隣には公園や散歩コースが充実しているので、天気の良い日には公園に出かけることで十分に体を動かせる環境を作っています。食育活動でパフェなどのおやつ作りをしたり、スイカ割りをしたりする際は、近隣のスーパーで買い物をする社会体験の機会を設けています。

| | | |
|----|---|---|
| A6 | A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児が安心して生活し遊べるようにほふくスペースを確保し、手足を動かしてずりばいやハイハイが楽しめるよう配慮しています。看護師が保育者としてなるべく0歳児を担当するようにしています。0歳児は感染症にかかりやすいため、看護師が健康状態を日々観察し体調管理を行っています。離乳食の進め方や、同居のきょうだい感染症に罹患した場合など、家庭と密に連携し対応しています。異年齢保育のため、年長児へのあこがれから使っているおもちゃに興味を持つことがあります。その場合には0歳児の発達状態に合った、安全で似た玩具を手作りするなどして提供する工夫をしています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

室内は徹底して危険な物は置かず、探索活動が十分に行えるよう配慮しています。2歳児になると散歩の公園もさらに遠くの公園に行けるようになるので、行動範囲を広げています。1、2歳児は自己主張によるトラブルも多くなり始める年齢ですが、職員は受容的な態度で受け止め、見守りながら友だちとの関わりの中立ちをしています。異年齢児がワンフロアで一緒に生活することで他クラスの子どもや保育者に慣れ親しみ、年長児が年下の子と遊んだりしています。0～2歳児間の異年齢児保育もあり、食育を通して調理員と関わる機会を多く設けています。保護者とは主に手書きの連絡帳や送迎時に口頭で連携を図るほか、個別の相談にも対応しています。

| | | |
|----|--|-----|
| A8 | A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | 非該当 |
|----|--|-----|

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあ
る活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽し
みながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わってい
る。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だち
と協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を
整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の
小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0～2歳児対象の園のため、非該当です。

| | | |
|----|---|---|
| A9 | A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の 内容や方法に配慮している。 | a |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、
十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画
と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得てい
る。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取
組を行っている。

<コメント>

受入れに備えて、複数の職員が外部研修を受講しています。他児に比べて配慮が必要と感じられた場合は、無理に集団に入らずに園児のペースを保って対応しています。かんしゃくなどによりクールダウンの時間が必要な場合には、職員が見守り、園児の心が安定するまで待つ対応をしています。保護者から発達に関して相談があった場合には、園での様子を共有しています。保護者には入園時に重要事項説明書に障害児保育に関する方針を明示し、園長が説明しています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

クラス担任が週案を立てていますが、その日の天気や子どもの様子により臨機応変に変更しています。登園時、日中の様子を昼礼で報告し記録しています。遅番の職員も容易に確認できるようにして、全職員で子ども一人ひとりに関する必要事項を共有しています。保護者と密に連携が図れるように、家庭の様子や園での様子が両方記録できる手書きの連絡帳を採用しています。登降園時の保護者対応や、連絡帳の記入などを丁寧に行っています。小規模園ならではの家庭に近い状態を生かし、自分で玩具を選べたり、保育士の膝の上で甘えられるなど、子どもがゆったりと過ごせるよう配慮しています。在園時間が長い子どもには机上での遊びを取り入れたり、無理に集団での活動に合流しないように配慮しています。保護者の仕事上の都合で、保育時間が予定よりも長くなってしまった場合にも、保護者と連絡を取り対応しています。

| | | |
|-----|---|------------|
| A11 | A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 | 非該当 |
|-----|---|------------|

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

0～2歳児対象の園のため、非該当です。

A-1-(3) 健康管理

| | | |
|-----|------------------------------|----------|
| A12 | A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 | b |
|-----|------------------------------|----------|

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のマニュアルがあり、健康チェック表を用いて子どもの心身の健康状態を把握しています。年齢ごとに保健計画を作成しています。入園時の書類で予防接種の有無を確認していますが、入園以降に行った予防接種に関しては家庭と共有する仕組みがありません。今後は家庭との予防接種の履歴の共有が期待されます。乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のため、午睡時にはあえて保育室を暗くなりすぎないように設定し、胸の動きを目視しやすくしています。さらに、0歳児は5分に1度、1、2歳児は10分に1度プレスチェックや体勢の確認を行い、チェック表に記録しています。懇談会で乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する資料を配付して説明し、保護者に情報提供しています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

全園児を対象として年2回の内科健診と歯科健診を行っています。健診前に連絡帳などで保護者から囑託医に聴きたいことを確認し、囑託医に伝えています。診断結果は児童健康診断記録に記録し、看護師や栄養士を含めた職員で共有しています。保護者には当日口頭で報告し、共有しています。保護者には、入園時に重要事項説明書の「健康診断、健康管理について」に基づいて園の方針や取組を説明しています。また、季節に合わせた感染症の情報を園内だよりに掲載し、玄関横にも感染状況を掲示することで子どもたちの健康管理につなげています。

| | | |
|-----|---|---|
| A14 | A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。 | a |
|-----|---|---|

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

全園児を対象として年2回の内科健診と歯科健診を行っています。健診前に連絡帳などで保護者から嘱託医に聴きたいことを確認し、嘱託医に伝えています。診断結果は児童健康診断記録に記録し、看護師や栄養士を含めた職員で共有しています。保護者には当日口頭で報告し、共有しています。保護者には、入園時に重要事項説明書の「健康診断、健康管理について」に基づいて園の方針や取組を説明しています。また、季節に合わせた感染症の情報を園内だよりに掲載し、玄関横にも感染状況を掲示することで子どもたちの健康管理につなげています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育年間計画を年齢別に作成し、期ごとに給食会議で振り返りをして次年度に反映しています。食の好き嫌いには無理強いすることなく「一口頑張ってみよう」などと優しく励ましながら声かけしています。以前は最初の盛り付けで80%、おかわりで20%で個人差や食欲に応じて量を加減できるようにしていましたが、運営委員会での保護者からの意見や全体の喫食率の把握のために2歳児のみ最初から100%で提供するように変更しました。給食の喫食状況や家庭での喫食状況は連絡帳で各家庭と共有しています。保護者からの食事に関する相談にも対応し、給食で喫食状況の良かったレシピなどを提示しています。保護者参加の園内研修食育勉強会を開催し、食育を学ぶ機会を提供しています。食器や食具は乳児でも扱いやすいユニバーサルデザインのものを利用しています。

第三者評価結果

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

月1回の給食会議があり、担任の職員と調理も兼任している栄養士、園長が出席しています。残食の調査記録や検食簿をもとに、献立に反映しています。子どもの喫食状況や発育状況を話し合い、同じ素材でも調理方法を変えるなどして食べやすくする改善を行っています。園長が毎年食品管理責任者実務講習会を毎年受講し、給食会議などで職員が学び合う機会を設けています。園独自のマニュアルはありませんが、「食品衛生責任者ハンドブック」をもとに、衛生管理に努めています。月に1回、季節感のあるメニュー（ひなまつり、クリスマス、季節の野菜など）を提供し、地方の郷土料理を取り入れています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

毎日、24時間の時系列付き連絡帳を活用し家庭との連携を行っています。保護者からの連絡では睡眠・排泄・食事等、園からの連絡も同様に情報を記入し、家庭と園のお互いの情報を保護者とやり取りし共有することで、より安全に保育を行えるようにしています。行事だけでなく日々の様子、活動内容を連絡帳アプリを使い写真を配信して、園での様子を伝えています。送迎時には、その子に応じた様子を口頭で伝え、健康に過ごしている様子や、成長が感じられる内容の話をしています。保育参加期間を秋に約3ヶ月間程取っていますが、昨今は両親で参加するケースが多く、特に父親は子どもたちから男性保育士として人気になっています。保護者は保育参加等により、園での生活を体感・体験することによって、保育の理解度を深めています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

| | | |
|-----|------------------------------------|---|
| A18 | A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。 | a |
|-----|------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者が安心して子育てが出来るように支援することを大切に考えて保護者との信頼関係を築くように努めています。登降園時には保育園でのその日の様子を詳しく伝え、保護者とのコミュニケーションを大事にしています。園での噛みつきや引っ掻き等のケガについては、保育の専門知識を活かし子どもの発達段階等の話も織り交ぜて保護者に伝えていきます。保護者からの相談はいつでも受ける旨、クラス懇談会で知らせています。相談は、迎えに来た時や土曜日の日中等、保護者の都合に合わせて、園の個室の面談室で他者の気遣いなく実施しています。相談の内容によっては、園長が同席し、保育士一人では対応できない相談について、適切な助言を行っています。面談の中で必要に応じて、戸塚区子育て支援課等の支援機関の紹介を行っています。相談内容は記録すると共に、職員間で情報共有をしています。

第三者評価結果

| | | |
|-----|--|---|
| A19 | A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | a |
|-----|--|---|

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☑ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☑ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☑ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☑ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☑ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☑ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☑ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

園では虐待防止マニュアルを整備し、園内研修で他園での事例等を教材にして実施し職員の知識を深めています。登園時や着替えなどの際に発見した自宅での怪我は、写真を撮って記録し、虐待が疑わしい時は園長へ報告しています。園長は虐待が疑わしい場合、迷った場合は「戸塚区子育て支援課」に連絡を取り相談しています。写真撮影に際しては、十分配慮して実施しています。登園時は特に虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、園児のいつもと違う様子や臭いなどに注意を払い、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。また、育児等で悩んでいる家庭には面談をして話を聞き、内容によっては「戸塚区子育て支援課」を紹介して保護者の支援に取り組んでいます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

| | | |
|-----|--|----------|
| A20 | A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | a |
|-----|--|----------|

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
 - ☑ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - ☑ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ☑ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - ☑ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - ☑ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☑ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年度末に保育士自身が主体的に保育実践を振り返り、自己評価を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。自己評価は①保育について、②行事について、③安全についての3項目あり、項目ごとに職員は年間の自身の活動内容を振り返り、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。園では保育士一人ひとりの自己評価を集計・分析し、園の自己評価を作成・公表し、次年度の保育の取組に活かしています。また、日々の週日案や期ごとの指導計画ごとに保育を振り返り、自己評価を行っています。保育士の自己評価が互いの学び合いや意識の向上に繋がっています。保育士は自身の振り返りを基に、良かったこと、出来たこと、出来なかったこと、反省点を整理し、その理由等を探求し、今後はどうしたら良いか等、振り返りを通じて学んでいます。



株式会社 フィールズ

株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430

Mail:hyouka@fieldsshonan.jp